

環境農林水産常任委員会資料

令和元年10月31日

農 政 水 産 部

目 次

硫黄山噴火に伴う対策等の現状について 1

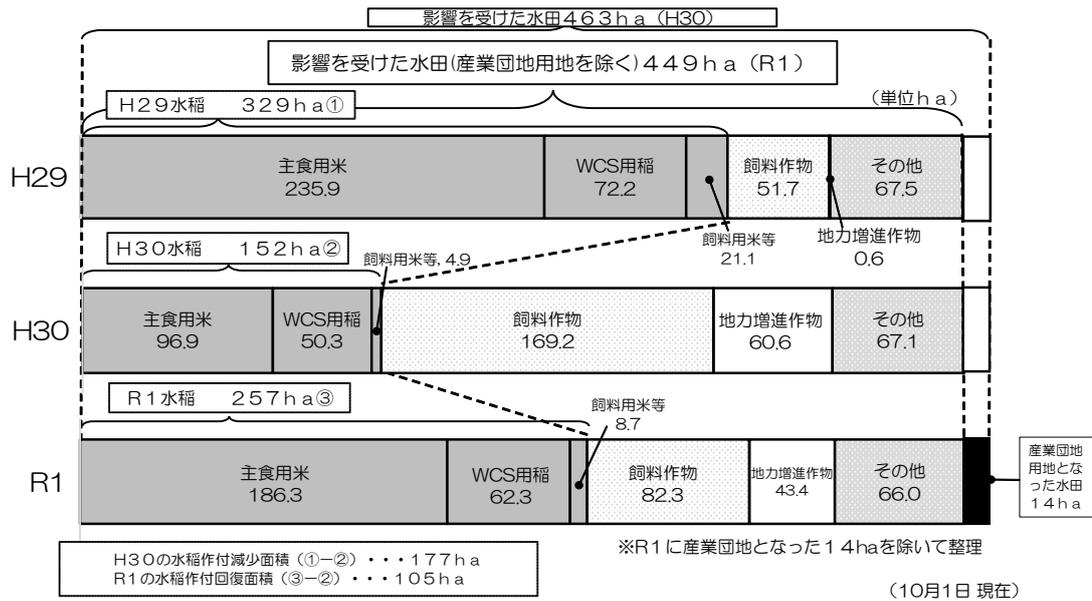
不調・不落対策の実施状況について 4

硫黄山噴火に伴う対策等の現状について

農 政 水 産 部

1 影響を受けた水田の現状

- ・ 昨年4月の硫黄山噴火以降、えびの市内を流れる長江川、川内川で河川が白濁し、一部の水田で水稻作付けを断念。
- ・ 昨年のお米（主食用米、WCS用稲、飼料用米等）作付面積は152haとなり、噴火前の平成29年に比べ177ha減少。主な代替作物は飼料作物と地力増進作物。
- ・ 今年は川内川からの取水再開等により、水稻作付面積は昨年より105ha増加し257haに回復。
- ・ 昨年度から、えびの市内の主要な地点で、水質・土壌・農産物の調査を継続的に実施しており、農産物の安全性を確認。



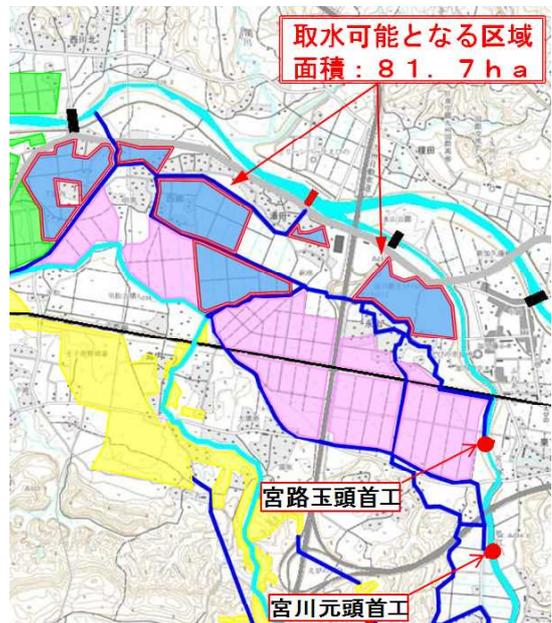
2 水源確保対策等の状況

(1) 堂本地区

- ・ 川内川の水質が安定していたことから、堂本頭首工に水質監視・緊急取水停止システムを整備し、今年5月22日から全域121.7haで取水可能な状況。
- ・ これまで水質悪化による取水停止の実績はなく、順調に運用。

(2) 新田地区

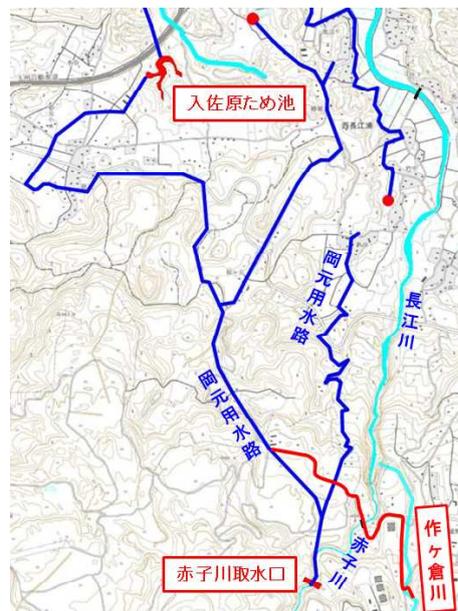
- ・ 長江川下流域では、今年5月8日から水質が安定していることから、9月24日に開催された西郷・永山地区の地元説明会で、えびの市と地元は来年からの取水再開を決定。
- ・ 県では長江川の水質が悪化した場合に備え、堂本頭首工と同様のシステムを、宮川元頭首工と宮路玉頭首工に来年3月までに設置。これによって、取水可能となる面積が81.7ha増加し、全域226.2haで取水が可能になる予定。
- ・ さらに、代替水源確保対策として、浜川原湧水池や弁財天ため池の水を有効的に活用する工事を地元と調整中。



新田地区の水源確保対策

(3) 岡元地区

- ・ 長江川上流の赤子川では取水再開の見通しが立たないことから、代替水源として作ヶ倉川や地下水の利用を地元へ提案。
- ・ いずれも水量が不足するうえ、維持管理に課題があることから、地元同意は得られていない状況。
- ・ なお、既存水源を最大限に活用するため、施設が老朽化し取水管理に苦慮している入佐原ため池において、来年度の供用を目指し、取水施設の改修工事に着手予定。



岡元地区の水源対策状況

3 水源確保が困難な岡元地区における営農対策

(1) 現状

- ・ 今年は、湧水や雨水、既存ため池等を活用し、101.1ha中43.4haで水稻を作付け。来年以降も上記水源を活用し、同程度の作付けがなされると想定。
- ・ また、水源が確保できないほ場でも、代替作物として主に飼料作物や地力増進作物を作付け。

(2) 今後の営農対策

○ 代替水源による水稻の作付再開の取組

- ・ 入佐原ため池の改修工事を進めるとともに、代替水源として作ヶ倉川からの取水工事等について地元と調整。
- ・ また、雨水等を貯める簡易な取水池等の応急整備を支援。
- ・ なお、限りある農業用水を最大限に活用するため、農業用水や作物のブロックローテーションについて、地域の話し合いを推進。



取水池

○ 高付加価値農業の推進

- ・ 水稻と組み合わせたキャベツ、たまねぎ、麦等の新規品目の導入と、作業受委託体制の構築を支援し、収益性の高い営農体系の確立を推進。

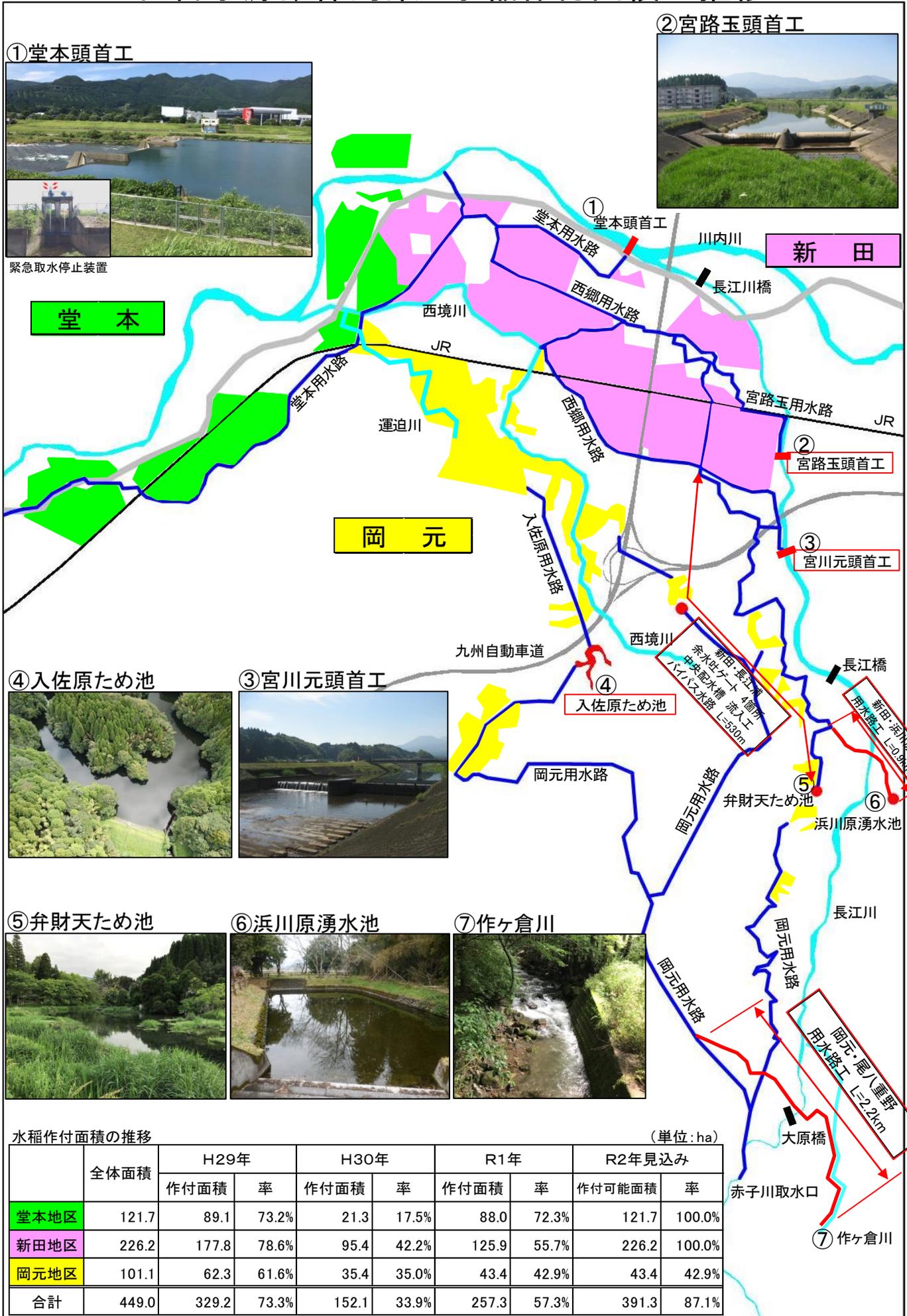
○ 水田汎用化等に向けた基盤整備の推進

- ・ ほ場整備の気運が高まった地域では、農地集積・集約に加えて農業用水の反復利用や暗渠排水整備により、効率的な水稻作付けや畑作物導入が図られる基盤整備の事業化を推進。
- ・ また、ほ場整備が難しい地域では、農家の意向を確認しながら、農地の汎用化が図られる暗渠排水整備を支援。



暗渠排水整備

代替水源確保対策と水稲作付面積の推移



水稲作付面積の推移

(単位: ha)

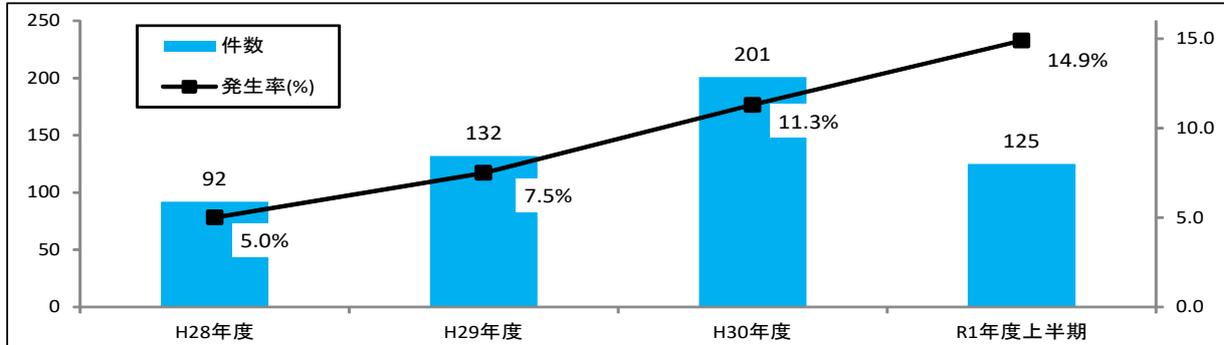
	全体面積	H29年		H30年		R1年		R2年見込み	
		作付面積	率	作付面積	率	作付面積	率	作付可能面積	率
堂本地区	121.7	89.1	73.2%	21.3	17.5%	88.0	72.3%	121.7	100.0%
新田地区	226.2	177.8	78.6%	95.4	42.2%	125.9	55.7%	226.2	100.0%
岡元地区	101.1	62.3	61.6%	35.4	35.0%	43.4	42.9%	43.4	42.9%
合計	449.0	329.2	73.3%	152.1	33.9%	257.3	57.3%	391.3	87.1%

不調・不落対策の実施状況について

環境森林部
農政水産部
県土整備部

1 不調・不落の発生状況

(1) 公共三部の発生状況



(2) 各部の発生状況 (令和元年度上半期)

環境森林部 27件(37.5%)、農政水産部 28件(18.3%)、県土整備部 70件(11.4%)

(3) 不調・不落の多い工事 (公共三部125件のうち)

- ①業種別：土木一式 (65件)、とび・土工 (18件)、建築一式 (10件)、管 (8件)
- ②価格別：1500万円未満 (44件)、1500～3000万円 (31件)、3000～7000万円 (40件)、7000万円以上 (10件)
- ③内容別：営繕工事 (23件)、治山工事 (17件)、林道工事 (10件)、河川工事 (10件)、農業用管水路工事 (9件)、災害復旧工事 (8件) ※重複あり

2 不調・不落対策の実施状況

(1) 特例措置の状況 (令和元年5月～)

特例措置	内容	実施状況 (9月末まで)
現場代理人の常駐義務緩和	一定の要件を満たす場合には、2か所の現場代理人の兼務が可能	8件
施工箇所が点在する工事の間接費の積算の適用拡大	点在箇所の間隔が1kmに満たなくとも、一定の要件を満たす場合には、共通仮設費、現場管理費を箇所ごとに算出	49件 (1km以上含む)
余裕期間制度の活用拡大	工事開始前に建設資材や技術者、労働者の確保等の準備を行う「余裕期間」を、4か月を超えない範囲で設定	79件 (4か月以内)

(2) 新たな対策の追加 (令和元年9月～)

- ①土木一式、営繕工事関係Cクラス業者への最新入札情報のメール配信
- ②営繕工事関係Cクラスの応札期間の拡大

3 今後の対策

技術者不足や条件不利工事の敬遠が、不調・不落の要因となっていることから、次の対策を実施する。

- ①配置予定技術者の専任要件の緩和 (別紙1)
- ②総合評価落札方式における受注状況算定の特例措置の拡大等 (別紙2)

配置予定技術者の専任要件の緩和について

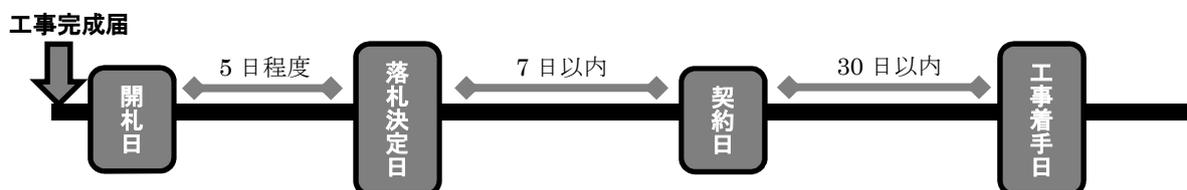
1 趣旨

入札の不調・不落が増加する中、監理技術者等の効率的な配置を可能とするため、入札契約時の配置予定技術者の専任要件について見直しを行う。

2 改正内容

(1) 現行

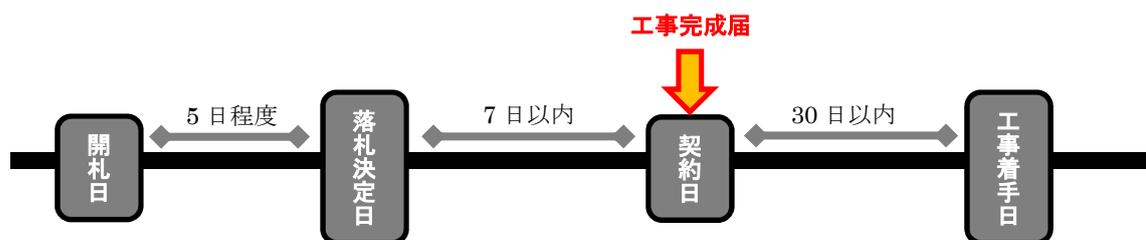
本工事の配置予定技術者が、すでに別の工事（手持ち工事）の監理技術者等となっている場合、当該工事の完成届を開札日の前日までに提出していなければ、本工事の監理技術者等となることはできない。



(2) 改正後

本工事の配置予定技術者が、すでに別の工事（手持ち工事）の監理技術者等となっている場合は、当該工事の完成届を契約日までに提出し、工事着手日までに引渡が完了すれば、本工事の監理技術者等になることができる。

なお、落札決定日後に要件を満たさないこととなったときは、落札決定の取消や契約解除等を行う。



3 改正による効果

同一監理技術者等による新たな工事への入札参加機会が12日程度拡大する。

4 適用

令和元年12月2日以降に開札を行う工事に適用する。

総合評価落札方式における「受注状況算定の特例措置」の拡大等について

1 趣旨

「防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策」に伴う予算増により、環境森林部、農政水産部発注工事で不調・不落が高い水準で発生している。また、応募業者が受注状況（K値）を考慮して、工事を選別する状況も生じている。このため、不調・不落対策として、受注状況算定に関する特例措置の拡大等を行う。

2 不調不落対策について

(1) 受注状況（K値）の特例措置の拡大

(現行)

・平成31年2月15日～令和2年3月31日に入札公告又は指名通知を行う災害復旧工事は、「受注状況」算定の「過去1年間の受注額」に含まれない。

(改正)

・現行の対策に加え、環境森林部、農政水産部が発注するすべての工事（漁港漁場工事を除く）については、「受注状況」算定の「過去1年間の受注額」に含まない。

(2) 受注状況（K値）評価基準の緩和

(現行)

・総合評価落札方式の入札において、「受注状況」が1を超えると評価値を-10とする。

(改正)

・総合評価落札方式の入札において、「受注状況」が1.5を超えると評価値を-10とする。（公共三部共通）

$$\left[\begin{array}{l} \text{受注状況（K値）} = \frac{\text{過去1年間の受注額}}{\text{過去5か年度の平均受注額}} \end{array} \right]$$

3 効果

- (1) 環境森林部、農政水産部の発注工事においては、「受注状況」にかかわらず工事を選定できるため、入札参加意欲の向上が期待される。
- (2) 現状で「受注状況」が減点評価を受けている業者の入札参加意欲の向上が期待される。

4 適用

令和元年12月2日以降に入札公告又は指名通知を行う工事に対し、当分の間、運用する。